

協業組合徳島印刷センターを認定！

徳島県内
第39号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第39号として、協業組合徳島印刷センターを平成27年1月6日付けで認定しました。



一日労働局長（四国放送 丹黒香奈子アナウンサー）による認定通知書交付式を行いました



平成27年1月15日の認定通知書交付式において、一日労働局長から認定通知書の交付を受ける協業組合徳島印刷センターの多田代表理事（左）



次世代認定マーク「くるみん」

協業組合徳島印刷センターの取組の概要

1 行動計画の期間

平成24年8月27日～平成26年8月26日までの2年間

2 行動計画の目標

- ① 所定外労働削減のための措置を実施する。
- ② 就業継続や妊娠・出産・育児及び健康確保に関する制度などについて相談できる窓口を社内に設置する。
- ③ 小学校就学前までの子を持つ職員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。
- ④ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れまたは職業訓練を今以上に充実する。

3 取組結果

- ① 平成25年4月より毎週水曜日を「ノー残業デー」として設定した。
- ② 平成26年7月に相談窓口を設置を行い、掲示により周知した。
- ③ 平成26年8月に導入した。
- ④ インターンシップ制度について学校と協定を結ぶことにより、制度として確立し内容の充実を図った（平成25年4月：学校法人穴吹学園専門学校穴吹デザインビューティカレッジ、平成25年8月：徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部）。

4 その他の先進的取組

- ① 子の看護休暇制度について、年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たり、取得した日は出勤したものとみなしている。
- ② 育児休業について、退職金の算定に当たっては、取得した期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算している。
- ③ 育児短時間勤務制度の適用を受ける期間について、昇給及び退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。